諮問番号：令和３年度諮問第４３号

答申番号：令和３年度答申第４４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和２年３月６日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

平成３１年４月２６日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、火災保険料の支給を求める申請（以下「本件申請」という。）を行った。審査請求人が処分庁に対し、火災保険料の支給に関して質問をしたところ、２週間前後に通知が届く旨の説明を受けたが、約１年後に本件処分に係る通知があった。

処分庁になぜ２週間で本件処分に係る通知を発送しなかったのかを聞いたところ、忘れていたと言われたが、審査請求人が調べてみると、上司への報告もなく、決裁も上げられていないことがわかった。

　　本件処分は、不当である。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、平成３１年４月２６日、審査請求人は、処分庁に対し、火災保険料の支給を求めて本件申請を行い、処分庁は、令和２年３月６日付けで生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第７の問８８に規定する必要やむを得ない場合には該当しないとして本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

（２）課長通知第７の問８８のとおり、火災保険料については、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないと定めている。

処分庁は、本件申請があった平成３１年４月２６日時点においては、審査請求人が居住する共同住宅（以下「本件住宅」という。）の建物賃貸借契約書（以下「本件契約書」という。）の特約条項に火災保険についての記載がなく、加えて、火災保険の扱いは任意であり強制ではないこと、契約更新の際にも特約条項を設けることは困難であり、検討していないことを令和元年５月７日に本件住宅の管理会社（以下「管理会社」という。）に確認しており、これらの点を踏まえ、当該火災保険は強制加入ではないことも明らかであり、課長通知第７の問８８に規定する必要やむを得ない場合には該当しない旨主張する。

一方、審査請求人は、管理会社に確認したところ、令和元年５月７日に処分庁からそのような電話も来所もなかったと聞いている旨主張し、両者の主張には争いがある。

　　　そこで、本件申請に係る火災保険料を契約更新料等として認定する必要やむを得ない場合に該当するかについてみると、以下のことが認められる。

ア　本件住宅の平成２６年１２月１７日から平成２７年１２月１６日までを契約期間とする賃貸借契約は、１年ごとの自動更新であり、本件契約書には火災保険への加入に関する記載はないこと。

イ　平成３１年４月２６日、審査請求人は、管理会社から通知された火事に備えての火災保険への加入を促す旨記載された書面等を持参の上、処分庁を訪れ、本件申請を行ったこと。

ウ　平成３１年４月２６日、審査請求人は、同日から令和２年４月２５日までを契約期間とする本件住宅の賃貸住宅総合保険への加入申込みを行ったこと。

エ　令和元年９月２４日、審査請求人は、処分庁に対し、賃貸契約特約条項追加に伴い火災保険への加入が必要になる旨記載された書面を、管理会社から渡されたとして提出したこと、同書面には日付及び発出者の記載はないこと。

オ　令和元年１１月１１日、処分庁は、管理会社から、本件契約書の特約条項の追加は本件契約書の表紙に赤字で記載する旨聴取したこと。

カ　令和２年２月６日、審査請求人は、処分庁に対し、「※火災保険加入強制（家財保険）￥８，０００－／１年」と手書きされた本件住宅の平成２６年１２月１７日付けの本件契約書の表紙を提示したこと。

キ　審査請求人は、①平成３１年４月２６日の本件申請の当時は火災保険への加入は強制ではなかったが、現実に火災があり、加入しておいた方がよいのではないかとの管理会社からのビラを見て支給申請をした旨、②令和２年２月６日頃、管理会社が本件契約書に手書きで強制加入であることを記載し、それを審査請求人が処分庁に提出した旨、本件申請を行った平成３１年は任意で火災保険の加入申込みをし、令和２年２月に強制加入になった旨、③令和２年１２月２日に審理員が口頭意見陳述（以下「審理員による口頭意見陳述」という。）を実施した時点において、同年４月２６日から令和３年４月２５日までを契約期間とする火災保険には加入していない旨を陳述したこと。

（３）以上のことからすると、本件住宅の賃貸借契約において、いつの時点から火災保険への加入が義務付けられたのかは判然としないものの、少なくとも、本件申請の時における同賃貸借契約においては、火災保険への加入が義務付けられていたとまで認めることは困難である。

また、審理員による口頭意見陳述を行った令和２年１２月２日時点において、審査請求人は火災保険に加入することなく賃貸借契約が継続されていることを鑑みると、本件申請に係る火災保険料を契約更新料等として認定することは、課長通知第７の問８８に定める必要やむを得ない場合に該当するとは言い難い。

したがって、課長通知に規定する必要やむを得ない場合には該当しないとして、本件処分を行った処分庁の判断に誤りは認められない。

（４）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

　　　なお、審査請求人は、本件申請から２週間で本件処分の通知書を出すべきであり、本件申請から１年近く経過してから本件処分を行ったことについて不当である旨主張している。この点について、法第２４条は、保護の申請に対する決定は申請のあった日から１４日以内（扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、３０日以内）に通知しなければならないと定めており、処分庁においては、適切な時期に本件処分を行う必要があったと言わざるを得ず、今後、同様のことがないよう留意すべき旨を付言する。

**第４　調査審議の経過**

　令和４年　２月　７日　　諮問書の受領

令和４年　２月　８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：２月２２日

口頭意見陳述申立期限：２月２２日

令和４年　２月２８日　　第１回審議

令和４年　３月２９日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（４）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定め、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

　　　そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）を定めている。

（５）法第１４条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項として、「一　住居」及び「二　補修その他住宅の維持のために必要なもの」を定めている。

（６）法第２４条第３項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定め、同条第５項は、「第３項の通知は、申請のあつた日から１４日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを３０日まで延ばすことができる。」と定め、同条第９項は、「第１項から第７項までの規定は、（中略）保護の変更の申請について準用する。」と定めている。

（７）保護の基準別表第３は、住宅扶助基準について定めており、１において、「家賃、間代、地代等の額（月額）」と「補修費等住宅維持の額（年額）」の区分により基準額を定め、２において、「家賃、間代、地代等については、当該費用が１の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（中略）第２５２条の１９第１項の指定都市（中略）若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。

（８）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７の４（１）は、「家賃、間代、地代等」について、アからクを記し、オは、「保護の基準別表第３の２の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が１人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（（中略）クにおいて「特別基準額」という。）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。（後略）」と記し、クは、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」と記している。

　　　なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（９）課長通知第７の問８８「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。」の答は、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２６年１２月１８日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）平成３１年４月２６日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、本件申請を行った。

　　　なお、平成３１年４月２６日付けのケース記録票には、審査請求人が処分庁を訪れ本件申請を行った時の記録として、「（前略）「入居後火災保険に加入していなかったが、火事があったため管理会社から加入するようにと通知がきた。」と通知と加入申込み書持参。申請書・通帳のコピー受理。（後略）」と記載されている。

（３）処分庁が行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第３２条第２項の規定により、審理員に提出した本件契約書（以下「本件契約書（処分庁資料）」という。）は、１枚目が表紙、２枚目から８枚目が、Ⅰ標記及びⅡ契約条項、９枚目が、賃貸人、賃借人等の記名押印で構成されており、Ⅰ標記には、（２）賃貸借契約期間として、「始期Ｈ２６年１２月１７日より終期Ｈ２７年１２月１６日まで　１年（自動更新）とする」と記載されている。

なお、本件契約書（処分庁資料）のⅠ標記及びⅡ契約条項には、火災保険の加入に係る記載はない。

（４）令和元年５月７日付けのケース記録票には、「契約書の特約条項に火災保険について記載〔が〕ないので、ＳＶ〔担当係長〕が管理会社に架電。・火災保険の扱いは任意であり強制ではない事・特約条項を設けることは困難なため、今は考えていない事　と確認。」と記載されている。

なお、審査請求人は、反論書において、「平成３１年５月７日、管理会社にＴＥＬにて確認とあるが、私が不動産屋の人に確認した所、ＴＥＬもなければ、来所もなかったと聞いています。」と主張している。

（５）令和元年９月２４日、処分庁は、審査請求人から管理会社より受け取ったとする火災保険加入のお知らせ（以下「本件お知らせ」という。）の提出を受けた。

　　　なお、本件お知らせには、審査請求人の氏名及び部屋番号の他、「この度、賃貸契約特約条項追加に伴い、火災保険加入が必要となります。」と記載されているが、本件お知らせの発行者及び発行日並びに賃貸契約特約条項が追加された日の記載はない。

（６）令和元年１１月１１日付けのケース記録票には、処分庁は管理会社を訪問し、本件契約書の特約条項にいつから火災保険が追加されたのかについて質問し、管理会社の担当者からは具体的な日時の回答はなく、特約条項の追加については本件契約書の表紙に赤字で記載する旨説明があったことが記載されている。

（７）令和２年２月６日、審査請求人は、処分庁に対し、「※火災保険加入強制（家財保険）￥８，０００－／１年」と手書きされた本件住宅の平成２６年１２月１７日付けの本件契約書の表紙を提示した。

　　　なお、本件契約書（処分庁資料）の表紙には、上記の手書きされた火災保険に係る記載はない。

（８）令和２年３月６日付けで、処分庁は、本件申請を却下する本件処分を行った。

（９）令和２年４月７日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）前記１（５）のとおり、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要な範囲内において行われるものである。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）として、局長通知及び課長通知を定めている。

これらの処理基準によれば、火災保険料の認定については、前記１（８）のとおり、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、局長通知第７の４（１）オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとし、前記１（９）のとおり、必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えないとしている。

（２）前記２に基づき、本件についてみると、①平成３１年４月２６日付けで、審査請求人は、処分庁に対して、火災保険に係る加入申込書及び通帳のコピーを持参の上、本件申請を行ったが、②本件申請の時点では、本件契約書には、火災保険への加入に関する記載は確認できず、③処分庁は、令和元年１１月１１日に管理会社から、火災保険に係る事項の特約条項への追加は、本件契約書の表紙に記載する旨の説明を受け、④審査請求人は、令和２年２月６日に火災保険料が強制加入である旨が記載された本件契約書の表紙を処分庁に提示したことが認められる。

（３）また、審理員による口頭意見陳述の記録書によれば、審査請求人は、①本件申請の時点では、本件住宅の賃貸借契約において火災保険への加入は強制でなかったが、実際に火災があり、管理会社のビラを見て本件申請を行った旨、②令和２年４月２６日から令和３年４月２５日までを契約期間とする火災保険には加入していない旨を陳述していることが認められることから、本件申請の時点では、本件住宅の賃貸借契約において、火災保険への加入が義務付けられていたとまで認めることはできないと言える。

（４）以上のことから、本件申請の時点では、本件住宅の賃貸借契約において火災保険への加入は義務付けられておらず、本件申請で支給を求める火災保険料は、本件住宅の契約更新に必要なものには当たらないと認め、処理基準に照らして、火災保険料の支給をしないこととした処分庁の判断に、不合理な点は認められない。

（５）なお、審査請求人は、本件申請から却下決定処分があるまでに約１年経過していることから、本件処分は不当である旨主張する。

　　　上記の審査請求人の主張は、本件における当審査会の判断を左右するものではないが、保護の申請に対する決定については、前記１（６）のとおり、法第２４条において、申請のあった日から１４日以内（扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、３０日以内）に通知しなければならないと定められているところである。

　　　この点について、審理員は、処分庁においては、適切な時期に本件処分を行う必要があったと言わざるを得ず、今後、同様のことがないよう留意すべき旨を付言しているが、当審査会においても同意見である。

（６）以上のとおり、本件処分は違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇